

Information 役場総務課

有効期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

入札参加資格申請（物件の買い入れ等）の受付開始

町では、令和8年度から令和10年度における「物件の買入れ等」の入札参加資格審査申請を、以下のとおり受け付けます。

現在、町に登録している入札参加資格の有効期限は、令和8年3月31日（火）までです。更新する場合も、改めて申請書を提出する必要がありますので、お気をつけください。

【申請者の要件】

入札参加資格の申請には、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない

②町が指定する税を滞納していない

③競争入札に参加を希望する種目に関し、法令等の規定により官公署等の許可、認可又は登録が必要な場合、これらを受けている

【受付期間】2月2日（月）から随時受付

※土曜日・日曜日および祝日を除く

【提出先】役場総務課

【提出方法】持参または郵送

【有効期間】令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※ただし、4月1日以降に申請した方の有効期限は、登録日から令和11年3月31日まで

▶提出書類など詳しくは、右の二

次元コードから町ホームページをご確認いただくか、役場総務課（☎ 33-0333）まで、お問い合わせください。



入札情報 HP

Information 役場企画調整課

ステキな出会いを見つけてみませんか

出逢い交流イベントの参加者を募集します！

町では、出逢いの場を創出し婚活を支援するため、都市部の女性・地域の女性と地域の男性との交流イベントを開催します。この機会にステキな出逢いを見つけてみませんか。

【日 時】3月15日（日）午後1時～

【会 場】きほう健康ぶらざ

【参加費】1,000円

【募集人数】男女各15名程度

【参加資格】詳細は次の2次元コードからご確認のうえ、お申し込みください。



交流イベント HP

Information 役場産業振興課

商品券は2月28日までご利用ください

「紀の宝商品券」の有効期限がせまる！



ないよう、有効期限までご利用ください。

▶詳しくは、役場産業振興課（☎ 33-0336）までお問い合わせください。

昨年10月ごろに長引く物価高への追加経済対策として配布した「紀の宝商品券」の有効期限が、2月28日（土）で終了します。

商品券の換金などはできませんので使い忘れが

Information 役場企画調整課

地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動を応援

地域づくりのための活動経費を補助

地域貢献促進事業は、町をよりよく元気にしていこうという想いを持つ住民団体が、地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動に対し、町が活動経費の補助を行う事業です。

◆補助対象の活動

地域の活性化や課題解決に向けて取り組む活動で、補助金が採択された日（令和8年4月1日以降）から令和9年3月31日（水）までに行う活動です。

- ①健康づくり、子育て支援、高齢者・障がい者福祉に貢献するもの
- ②小中学生の非行防止や健全育成に貢献するもの
- ③音楽、芸能、歴史、文化、文学等を通して文化力向上に貢献するもの
- ④地域防災活動、防犯対策など生活安全に貢献するもの
- ⑤ごみ減量化など環境衛生に貢献するもの
- ⑥スポーツ、観光など地域交流に貢献するものただし、下記のような活動は対象外です。
 - ・国、県、町などから助成を受けている活動
 - ・営利を目的とする活動
 - ・区、自治会などが、慣例行事として行う清掃活動

◆補助対象団体

町内に活動拠点を有する5名以上の団体で、代表者が町内に在住していること。

◆補助金の内容

活動を実施するために必要な経費のうち、補助対象となる経費に対し1/2の額を上限として補助金を交付します（上限1団体につき30万円）。

◆申し込み期限

3月19日（木）

◆申し込み方法

所定の申請書に必要な書類を添えて、役場企画調整課にご提出ください。

※申請書などは役場企画調整課窓口または町ホームページから入手してください。



地域貢献 HP

Information 役場福祉課

子育て世帯を対象に

物価高対応子育て応援手当を支給します

国は、物価高の影響が長期化し、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、児童1人につき2万円を支給します。

なお、原則、申請は不要です。

【対象児童】

①令和7年9月分の児童手当の支給対象児童

※令和7年9月に出生した児童は10月分

②令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童

【支給対象者】

- ・対象児童①の児童手当受給者
- ・対象児童②の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方

【支給額】対象児童1人につき2万円（1回限り）

【申請が必要な方】

- ・公務員の方
- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の保護者（ただし、すでに児童手当を申請済みの方は、申請は不要です）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中なども含む）により児童手当の申請が必要となった保護者

【支給方法】口座振り込みで支給

- ・児童手当受給者は、現在の児童手当受給口座
- ・申請が必要な方は、申請書で指定した口座

【支給時期】2月下旬から順次支給開始

▶詳しくは、役場福祉課（☎ 33-0339）までお問い合わせください。